

# 真の働き方改革の実現を求める決議

今年6月29日参院本会議で、過労死を促進する残業代ゼロ制度(高度プロフェッショナル制度)を盛り込んだ「働き方改革」一括法案が自民党、公明党などの賛成で強行され、可決・成立しました。同日、過労死遺族や弁護士らが、採決強行を批判し、廃止を求めて運動を続けると表明。過労自殺した電通社員、高橋まつりさんの母親は、「過労死防止と矛盾する内容だ。命より大切な仕事なんてありえない」と訴えました。

安倍首相が胸を張った「働き方改革国会」ですが、裁量労働制はデータねつ造が発覚し、適用拡大は法案から撤回に追い込まれ、高プロ制ではわずか12人の聞き取りを根拠に「労働者のニーズ」を強弁しました。この法案には全労連、連合などすべての労働組合、過労死遺族、市民が反対し、野党が結束して追及しました。

法案は、過労死ラインの労働時間の上限規制を設定し長時間労働を容認するものであり、また、「雇用の流動化」という名のもと、多様で柔軟な不安定雇用を増やし、総額人件費を抑制する政策で、労働者保護法制を破壊し、「世界で一番企業が活躍しやすい国」を作ることにお墨付きを与えるものでした。

高プロ制は長時間労働に歯止めがなく、「成果で賃金を支払う」との政府の触れ込みは、法律に何の保証もない空証文です。年収1075万円以上の要件は見込みでよく、高度の知識を持つ専門職という業務要件は省令任せ。「過労死が増え、労災認定は減る」との懸念は全く解消されませんでした。

残業時間の上限規制は繁忙期について月100時間未満、2～6カ月平均80時間を上限とします。

高プロ制は来年4月から施行されます。通常残業、深夜残業、休日残業の労働時間の規制をなくし、48日間24時間連続労働を命じても違法ではありません。

法律は成立しましたが、前代未聞の47項目もの付帯決議を付けざるを得ませんでした。「高プロ制で裁量を奪うような成果や業務量を要求してはならない」「同一労働同一賃金を理由にした、通常の労働者の待遇引き下げは、改正の趣旨に反すると周知徹底する」など、法律にはない対策を求めています。

これら付帯決議に基づく実効性ある省令を作らせるとともに、職場で高プロ制や「過労死ライン」容認の残業上限を実施させない運動が重要になっています。

私たち金融労連は、安倍政権の『働き方改革』の狙いとその本質を多くの労働者に宣伝し、国民や働く仲間と連帯して、8時間働けばまともに暮らせる「真の働き方改革」の実現を目指します。

以上、決議する。

2018年9月16日  
全国金融労働組合連合会  
第13回定期全国大会